生產中止品

集合形漏電火災警報器

LSG-10Z



作成日 2003/06/20 資料 HP534

本資料記載内容は、全て販売当時のものです。



一級漏電火災警報器

国家検定合格品

特長

- 1) LSG-10Z は、セレクタ方式と異なり10回路までの電路の漏電が同時に監視出来ます。
- 2) 検出ユニットは差し込み式になっていますので、10回路までの回路の増減が容易です。
- 3) 検出ユニットは ZCT と互換性が有りますので、検出ユニットを差し換えても正常に動作します。
- 4) 各検出ユニットには、試験用スイッチが有り、個々に機能の点検が出来ます
- 5) 感度設定はスライドスイッチになっていますので、取扱いが簡単です。
- 6) 動作時間は 0.1 秒と 0.3 秒の切換になっています。
- 7) 復帰スイッチはユニット個々と一括復帰出来るスイッチが有ります。
- 8) フイルタ回路を強化していますので波形の歪んだ電流でも正常に動作します。又電波障害、ノイズ、サージに対しても強くなっています。

定格仕様

1級集合形漏電火災警報器受信機(互換性型)

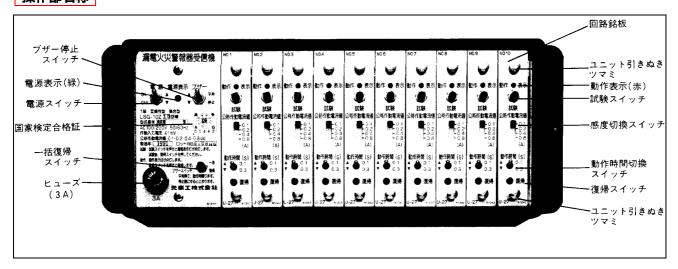
型			式			LSG-10Z(集合型)	
型	式番		号	漏受第 3-6 号			
警	戒 電 路 電 圧		圧	600V 以下			
定	格	電	源	電	圧	AC 100/200V 50/60Hz 許容範囲 80% ~ 110%	
公	公称作動電流値			流	値	0.1 0.2 0.4 0.8(A)	
作	作 動 電 流		流	値	公称作動電流値の 40% ~ 105% (当社変流器を接続)		
整	定	動	作	時	間	0.1 0.3(秒)	
消	費電	カ	不 動	作	時	16 VA	
713			動	作	時	23 VA	
接	点 容	量	各ユニット接点		点	1a AC 100V 2A cos =1	
18			共 通	接	点	1c AC 100V 1A cos =1	
音	音響 装 置		置	ブザー外付			
復	复 帰 方 式		式	手動復帰			
表	示	灯	電源	表	示	発光ダイオード (緑)	
75			動作	表	示	発光ダイオード (赤)	
使	用	温	度	範	进	- 10 ~ + 40	
絶	緣 抵 抗		抗	導電部一括と外箱間 DC 500V メガーにて 20M 以上			
絶	絶 縁		耐		力	変流器接続端子を除〈導電部一括と外箱間 AC 1500V 1 分間	
外					装	ケース:SPC 前蓋:アクリル樹脂	
質					量	約 4.0 Kg	

漏電火災警報器変流器(互換性型) (現行品もありますので零相変流器のページでご確認ください)

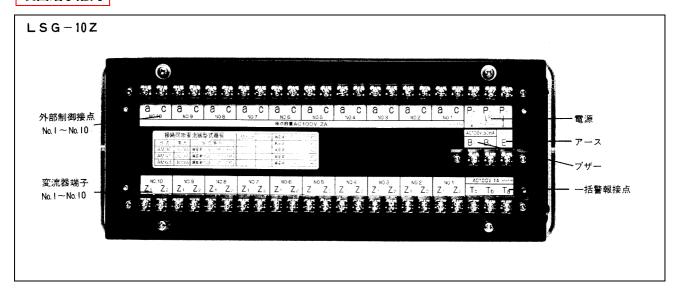
	型	로	Ċ	AM30B	BM30A	BM41A	BM64A	
型	元	番	号	漏変第 4-1 号	漏変第 3-3 号	漏変第 3-4 号	漏変第 3-5 号	
警	戒	電路	電圧	600V				
定	格	電	流	100A	100A	200A	400A	
構		屋外型	貫通型					
	造	屋内型	貫通型					
		屋内室	分割型					
貫	通	穴	径	30	30	41	64	
重			量	約 0.2 kg	約 0.2 kg	約 0.4 kg	約 0.8 kg	

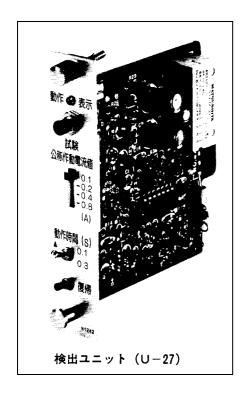
屋外型は防水構造

操作部名称



裏面端子配列





構造

本装置はケースが鋼板製の埋込み式で、前蓋は透明なアクリル樹脂製になっています。電源部はケースに固定されており、検出ユニットは差し込み式になっています。なお、ご使用にならない回路には、スペースユニット(U-28)を用意しています。

動作

変流器を設置した電路で、漏電が生じると、変流器の二次端子に起電力が発生します。この二次出力は検出ユニットで増幅され、動作値以上の場合、リレーを動作させると同時に漏電表示をします。動作後は復帰スイッチを押すまで漏電表示を続けます。

配線および試験

- 1) 変流器は各分岐回路に設置し、二次端子 k, lと本器の各端子との番号を合わせて接続してください。
- 2) 操作電源が AC100V の電源の場合は電源端子 Po, P1 に接続して下さい。又 AC200V の場合は電源端子 Po, P2 に接続してください。
- 3) 誤接続のないことを確認の上、電源スイッチを投入してください。電源表示灯が点灯します。
- 4) 電源を投入したら各検出ユニットの試験スイッチを押してください。各回路の漏電表示灯が点灯します、そして復帰スイッチを押せば、復帰します。
- 5) 復帰スイッチはユニット個々に付いていますが、一括復帰する場合は、表面の一括復帰スイッチを押して〈ださい。

保守

- 1) 漏電警報があれば、回路のどこかに漏電が発生したのですから、回路の確認を行い調査してください。
- 2) 試験スイッチを定期的に押して、本装置が正常に動作することを確認してください。

注意

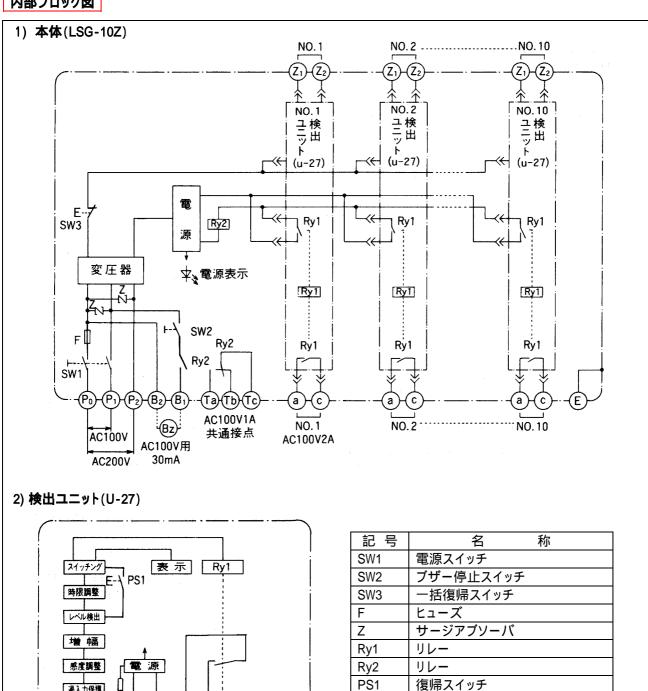
検出ユニット(U-27)を本体から外す場合はユニットの引きぬきツマミの上部のネジだけをゆるめて、両手で上のツマ ミと下のツマミをつかみ平行に前面に引出してください。

内部ブロック図

過入力保護

PS2 ш

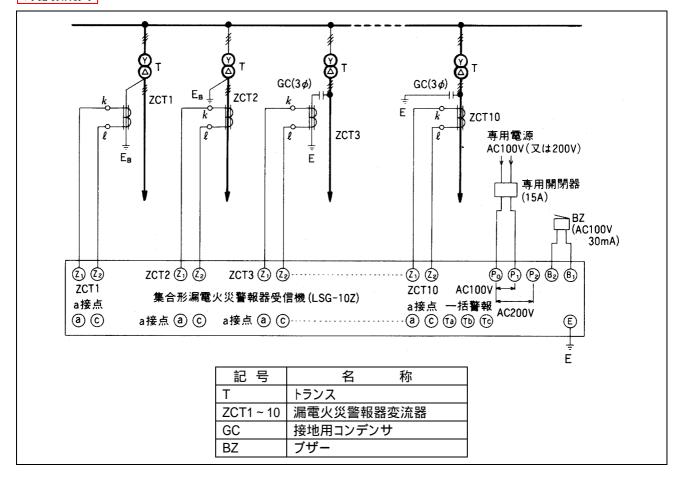
~ 个 个 个



PS2

試験スイッチ

外部接続図



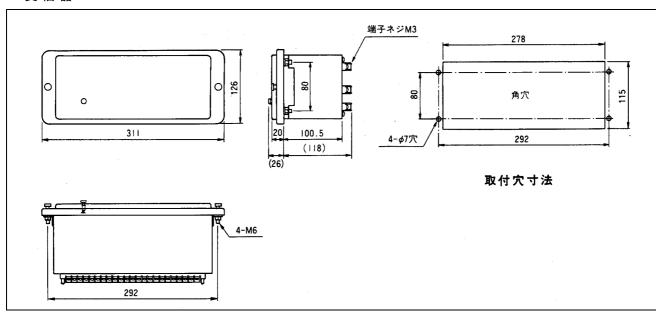
変流器の設置

変流器は消防法施行規則第24条三項二により、建築物に電気を供給する屋外の電路(建築構造上、屋外の電路に設けることが困難な場合にあっては、電路の引込口に近接した屋内の電路)またはB種接地線で、当該変流器の点検が容易な位置に堅固に取り付けることが義務付けられています。

これは電路を引き込む建築物の外壁等で漏電火災発生の危険があるため屋外の電路に取り付けることを原則としています。

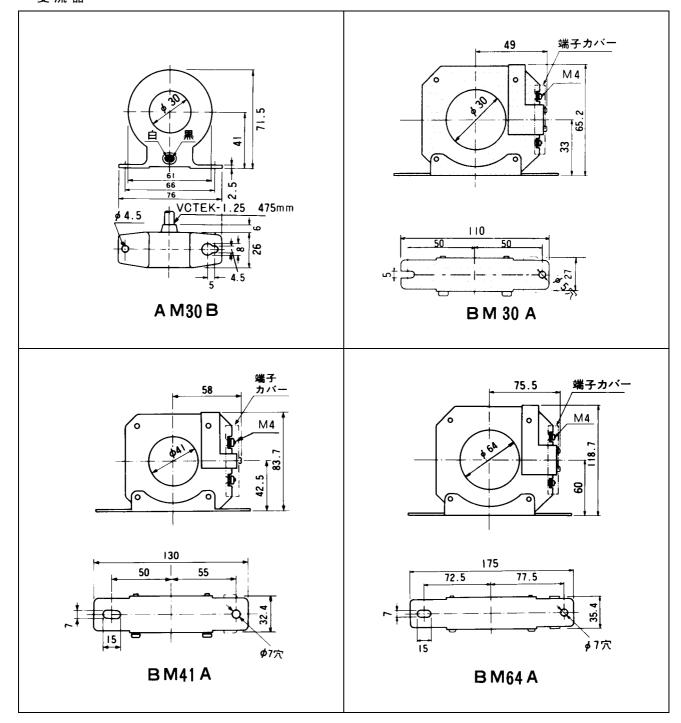
外形寸法図

受信器



外形寸法図

変流器



設置基準

設置すべき防火対象物

漏電火災警報器は消防法施行令第22条により設置しなければならない。(表1参照) その主な点を記すと次の通りである。

建物の構造に関係なく、たとえ耐火建築物であっても、ラスモルタル造の壁、床または天井を有するものには設置しなければならない。

注意事項

昭和51年以前に製造された製品は消防法により現行品に交換する必要があります。

設置義務対象物

(表1)消防法施行令別表第一(設置義務対象物)

項		防火対象物(建築物)(注1)	延べ面積	契約電流容量
(1)	1	劇場・映画館・演芸場又は観覧場	- 300 m²以上	
	П	公会堂又は集会場	300 Ⅲ以工	
(2)	1	キヤバレー・カフェ・ナイトクラブ・その他これらに類するもの	300 m²以上	
		遊技場又はダンスホール	300 Ⅲ以工	
(3)	1	待合・料理店その他これらに類するもの	300 ㎡以上	
(3)		飲食店		
(4)		百貨店又はマーケットその他物品販売業を営む店舗又は展示場	300 m ² 以上	50 アンペア
(5)	1	旅館・ホテル又は宿泊所	150 ㎡以上	をこえるもの
(5)		寄宿舎・下宿又は共同住宅	100 11100 11	
		病院・診療所又は助産所	300 ㎡以上	
		老人福祉施設・有料老人ホーム・救護施設・児童福祉施設(母子		
(6)		寮及び児童厚生施設を除く)・身体障害者更生援護施設(身体障		
		害者を収容するものに限る)又は精神薄弱者援護施設		
		幼椎園・盲学校・聾学校又は養護学校		
(7)		小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・大学・各種学校その他	500 ㎡以上	
. ,		これらに類するもの		
(8)		図書館・博物館又は美術館その他これらに類するもの	500 ㎡以上	
(9)		熱気浴場・蒸気浴場その他これらに類するもの	150 ㎡以上	
(0)		イに掲げる以外の公衆浴場	,	
(10)		車輌の停車場・船舶又は航空機の発着場(旅客の乗降又は待合い	500 ㎡以上	
, ,		用に供する建築物に限る)	, ,	
(11)		神社・寺院・教会その他これらに類するもの	500 ㎡以上	
(12)		工場又は作業場	300 ㎡以上	
, ,		映画スタジオ又はテレビスタジオ		
(14)		倉庫	1000 m ² 以上	
(15)		前各項に該当しない事業場	1000 m ² 以上	
			延べ面積が 500 ㎡	
			以上で特定防火対	
	1	- 持定防火対象物の用途が存する複合用途防火対象物	象物の用途に供す	50 アンペア
(16)			る部分の床面積の合	をこえるもの
			計が 300 ㎡以上のも	
			の	
		イ以外の複合用途の防火対象物		
(16) -	2	地下街	300 m ² 以上	
(16) -	. 3	建築物の地階で連続して地下道に面して設けられたものと当該地		
(10)		下道 とを合せたもの		
		文化財保護法の規走によって重要文化財、重要民俗資料史跡著し		
(17)		(は 重要な文化財として措定され又は旧重要美術品等の保存に	全 部	
		関する法律の規定によって重要美術品として認定された建造物		

- (注 1) 間柱または下地を、不燃材料及び準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁を有する建物 根太または下地を、不燃材料及び準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床を有する建物 天井野縁または下地を、不燃材料及び準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有する建物
- (注2) 特定防火対象物とは上表の中 印のものをいう。
- (注3) 施行令第22条第1項第6号に該当しない(16)項イ対象物は施行令第9条の適用により用途毎に規制する (例)1特定防火対象物の床面積が300㎡未満で全体の延べ面積が500㎡以上のもの用途毎に規制 (例)2特定防火対象物の床面積が300㎡以上で全体の延べ面積が500㎡未満のもの用途毎に規制
- (注4) 印のもので延面積300㎡以上のものは消防機関に届出て検査を受けること。
- (注 5) 印 1000 m² 乙7防設備士又は有資格者により定期点検をすること。
- (注6) 印以外でも延面積が上記であり、消防長、消防署長が措定するものは注4.5 それぞれの義務がある。
- (注7) 店舗併用住宅等の取扱いについては通達を参照すること。